

長崎県産木材供給体制整備推進協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、「長崎県産木材」(長崎県産木材とは長崎県内で生育し生産された木材、以下「県産木材」という。)の公共・公営事業等へ積極的な利用を推進するとともに、その供給体制を確保し、もって長崎県の森林資源の循環利用を図るために設置するものとする。

(名称)

第2条 この協議会の名称は、長崎県産材木材供給体制整備推進協議会(以下「協議会」という。)とする。

(構成員)

第3条 この協議会は、社団法人長崎県木材組合連合会の傘下組合の代表者を持って構成する。

(協議会の役員)

第4条 この協議会には構成員の互選により運営委員 7 名以内を選出するとともに会長 1 名を置き、会長には、(社)長崎県木材組合連合会会長を当てる。

(協議会の事務局)

第5条 この協議会の事務局は、(社)長崎県木材組合連合会事務局に置く。

(協議会の事業)

第6条 協議会、運営委員会の開催
県産木材認証に関する事業
その他構成員が必要と認めた事業

(協議会の事務費)

第7条 この協議会は、申請料その他の収入をもってこれを充てる。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか長崎県産木材認証制度の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は平成16年 4 月 1 日より施行する。

長崎県産木材認証規程

(目的)

第1 この規程は長崎県産木材供給体制整備推進協議会会則・「長崎県産木材」の認証に必要な事項を定める。

(定義)

第2 (1) この規程で云う「長崎県産木材」(以下「県産木材」という。)とは長崎県内で生育伐採されたスギ・ヒノキ等の丸太及びこの丸太を加工した製材品をいう。

(2) 県産木材認証事業体(以下「認証事業体」という。)とは、長崎県木材業者登録を受けたもの及び当認証制度の趣旨に賛同するもので、長崎県産木材供給体制整備推進協議会の認定書を交付された木材業者をいう。

(認定の申請)

第3 認証事業体の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は協議会に、申請料を添えて、県産木材認証事業体認定申請書(様式第1号)を提出するものとする。

(申請の審査)

第4 協議会は、前項の申請書の提出があったときは、運営委員会の審査により次の各号に該当するときは認定するものとする。

県産木材の生産もしくは販売・加工体制等を有していること。

県産木材と、その他の木材を分別して取り扱うことのできる体制を有していること。

本制度の趣意を十分理解し、疑義のある行為をする恐れがないこと。

(認定証の交付等)

第5 協議会は、前項の認定をしたときは、長崎県産木材認証事業体認定書(様式第2号)を交付するものとする。

なお認定書の有効期限は交付の日から3年間とする。

(県産木材の証明)

第 6 前項の認定を受けた認証事業体は、自らが生産・加工販売する県産木材について県産木材の証明書(様式 3 号)を発行できるものとする。

(認証事業体の遵守義務)

第 7 (1) 認証事業体は、県産木材の信頼性を将来にわたって維持確保していくため、長崎県産木材認証規程を遵守するとともに、県産木材として出荷した木材の産地について、疑義が生じた場合は自らの責任において対処しなければならない。

また県産木材であることを証するための伝票、その他関係書類については 5 年間保管しなければならない。

(2) 認証事業体は県産木材として出荷した木材について、その証明書の写しを当該年度の翌年度 4 月末日までに、長崎県産木材供給体制整備推進協議会に提出しなければならない。

(認定の取消)

第 8 協議会は、認証事業体が次の各号に該当する場合は認定を取り消すことができるものとする。

(1) 県産木材認証事業体認定申請書の記載事項に虚偽があったことが明らかになったとき。

(2) 認証事業体から当該認定の取消申請があったとき。

(3) 認証事業体が県産木材の生産・加工販売を中止したとき。

(4) 認証事業体の本規程に定める基準に適合しない木材を県産木材として出荷したとき。

(調達不可能な判定)

第 9 県産木材の特記のあるもので、県内の生産流通市場等で調達不可能なことが明確な場合は、本協議会の構成員(県木連傘下の組合員の代表者)がこれを証する証明書(様式 4 号)を発行することができる。

(認定の申請料)

第 10 申請料 5,000 円

附則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

長崎県産木材認証事業体認定申請書

年 月 日

長崎県産木材供給体制整備推進協議会会長 様

申請者 住所

氏名

代表者

印

長崎県産木材認証事業体としての認定を受けたいので、申請料を添えて長崎県産木材認証規程第3により、下記のとおり申請します。

記

1. 取り扱う県産木材の主たる樹種等 スギ・ヒノキ・マツ・その他
" 種類等 丸太・柱・角・板・割・その他

2. 製品の生産体制

素材生産量

単位:・

区 分		直前3年間の生産量の年平均	
針 葉 樹	県産木材		
	県産木材以外		
	小 計		
広 葉 樹			

製材生産又は販売量

単位:・

区 分		申請年の前年1年間の生産量	最大可能生産量
国 産 材	県産木材		
	県産木材以外		
	小 計		
外 材			
合 計			

素材又は製材品購入量

単位:・

区 分		直前3年間の購入量の年平均	
針 葉 樹	県産木材		
	県産木材以外		
	外 材		
	小 計		
広 葉 樹			
合 計			

3. 長崎県木材業登録番号

様式第2号

長崎県産木材認証事業体認定書

年 月 日

様

長崎県産木材供給体制整備推進協議会
会 長 名

年 月 日付けで提出のあった長崎県産木材認証事業体認定申請書については、審査の結果、長崎県産木材認証規程第4に適合しているので、同規程第5により長崎県産木材認証事業体認定書を交付します。

1. 長崎県産木材認証事業体

(1) 住 所

(2) 名 称

(3) 代表者

2. 長崎県産木材認証事業体の番号

様式第3号

長崎県産木材証明書

年 月 日

(請負者)

様

1. 工事名
2. 工事場所
3. 資材内容

樹種	品名	材種	等級	寸法	数量(本束)	単材積	材積	備考
						.	.	

4. 素材の生産地(市町村名等)

上記の製品は、長崎県産木材であることを証明します。

(証明者)

認証事業体番号

名称

代表者氏名

TEL

FAX

印

様式第4号

長崎県産木材調達不可能証明書

年 月 日

(発注者)

様

1. 工事名
2. 工事場所
3. 資材内容

樹種	品名	材種	等級	寸法	数量(本束)	単材積	材積	備考

4. 調達不可能な根拠

上記の(丸太・製品)は、長崎県産木材の調達が困難であることを証明します。

(証明者)

長崎県産木材供給体制整備推進協議会

組合名

代表者氏名

印

TEL

FAX